

# 社会保険料(国民年金保険料)



## 控除証明書について

国民年金  
だより

問い合わせ先  
市民課

☎40-5556

栃木社会保険事務所

☎0282-22-6074、4134

## 年末調整や確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を

### 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付等が必要です。

### 毎年11月上旬に送付

生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明内容は、本年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

### 2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

### 国民年金保険料は世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、ご家族分の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」も申告する方の申告書に添付する必要があります。

### 控除証明書専用ダイヤルの設置

紛失等により再発行が必要な場合や控除証明書に関することは、以下までご連絡をお願いします。

控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

(IP電話の方は、☎03-6700-1130へおかけください。)

#### ●受付期間

平成21年11月2日～平成22年3月13日

#### ●受付時間

・月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

ただし、月曜日(月曜が休日の場合は火曜日)は午後7時まで

・第2土曜日：午前9時30分～午後4時

・11月は上記日時以外に

15日(日)・28日(土)・29日(日)：午前9時30分～午後4時

祝日はご利用いただけません。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>